

令和3年度 石狩市教育委員会会議（8月定例会）会議録

令和3年8月31日（火）
第2委員会室

開会 13時33分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○		
委員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○		
委員 山 本 由美子	○		
委員 根 本 壽 夫	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	石 橋 浩 明
総務企画課長	東 薫
学校教育課長	伊 藤 英 司
教育支援課長	鈴 木 昌 裕
社会教育課長（兼公民館長）	板 谷 英 郁
文化財課長	工 藤 義 衛
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
総務企画課総務企画担当主任	西 山 知 子

○傍聴者なし

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 令和3年度一般会計予算（第6号補正）について
- 議案第2号 令和4年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第3号 令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- 議案第4号 令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

- ① 教育委員会の点検・評価について（令和2年度実施分）（継続協議）

日程第5 報告事項

- ① 緊急事態宣言（特定措置区域）を踏まえた市教委の対応について
- ② 学び交流センターを公民館とすることについてのパブリックコメントの実施について
- ③ 令和3年度「俳句のまち～いしかり～」俳句コンテストの実施結果について
- ④ 令和3年石狩市成人式（再延期後）の実施について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催日程

開会宣告

（佐々木教育長）ただ今から、令和3年度教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本日の定例会は全て非公開（傍聴なし）とさせていただきます、後日、非公開案件を除き、議案資料及び会

議録を市ホームページにおいて公開することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】

(佐々木教育長) それでは、そのように決定しました。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、根本委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長) 議案第 1 号「令和 3 年度一般会計予算(第 6 号補正)について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 4 号に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、非公開案件とすることに決定いたしました。

議案第 2 号 令和 4 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

(佐々木教育長) 議案第 2 号「令和 4 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 市内小学校で使用する教科用図書については、令和元年度に新たに令和 2 年度から 4 年間使用する教科書を採択したところですが、令和 4 年度も引き続き同一の教科書を使用するべく、採択の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤課長) 議案第2号について説明申し上げます。議案の2頁をご覧ください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」いわゆる無償措置法第14条の規定により、政令で定める期間の4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。法令の条文として別添1の資料を添付しております。

現在、市内小学校及び義務教育学校前期課程で使用している小学校用教科用図書につきましては、一昨年の令和元年に本市を含む石狩管内7市町村で構成する第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定され、市教委で採択された教科用図書が令和2年度から使用されております。

今回、小学校教科用図書については、新しく文部科学大臣の検定を受けた教科用図書がなく、令和4年度に使用する教科用図書については、お示ししている一覧のとおり、令和3年度に使用しているものと同様の教科用図書が第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定されたことから、採択のご審議をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました議案第2号につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等がないようですので、議案第2号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第2号については原案どおり可決しました。

議案第3号 令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

(佐々木教育長) 次に、議案第3号「令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 市内中学校で使用する教科用図書については、昨年度に新たに令和3年度から4年間使用する教科書を採択したところでございますが、令和4年度も引き続き同一の教科書を使用するべく、採択の議決を求めるものでござい

ます。詳細につきましては、伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤課長) 議案第3号について説明申し上げます。議案の3頁をご覧ください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」いわゆる無償措置法第14条の規定により、政令で定める期間の4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。

現在、市内中学校及び義務教育学校後期課程で使用している中学校用教科用図書につきましては、昨年の令和2年に本市を含む、石狩管内7市町村で構成する第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定され、市教委で採択された教科用図書が令和3年度から使用されております。

今回、中学校教科用図書については、新しく文部科学大臣の検定を受けた教科用図書が社会科の歴史的分野で1者あり、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において協議した結果、令和4年度に使用する教科用図書については、お示ししている一覧のとおり、現在使用しているものと同様の教科用図書が選定されたことから、採択のご審議をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました議案第3号につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等ないようですので、議案第3号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第3号については原案どおり可決しました。

議案第4号 令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

(佐々木教育長) 次に、議案第4号「令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 令和4年度に小中学校の特別支援学級で使用する文部科学省検定済み教科書の下学年用及び拡大教科書、文部科学省著作教科書それら以外の一般図書について議案第2号、第3号と同様に令和4年度分の採択の議決を求めらるるものがございます。

なお、今回追加される一般図書10点につきましては、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会の協議で選定されていることを申し添えます。詳細につきましては、伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤課長) 議案第4号について説明申し上げます。議案は、4頁から6頁、資料は別添2に一般資料の一覧を掲載しております。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書とは、いわゆる特別支援学級において使用する教科用図書でございます。一般に教科用図書については、学校教育法第34条第1項の規定により、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定されておりますが、特別支援学級の児童生徒は、特別の教育課程の編成が認められており、当該学年の普通学級で使用する教科用図書が適切でない場合は、学校教育法附則第9条により、児童生徒の障がいの種類や程度、能力や特性にふさわしい内容であることを考慮し、他の教科用図書を使用することができるとされております。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準については、北海道教育委員会が示しており、1つ目は文部科学省検定済教科用図書の下学年用及び同一内容の拡大教科書、2つ目は文部科学省著作教科書、3つ目は一般図書、これは、北海道教育委員会が作成した「令和4年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料」に登載された教科用図書の中から採択することが望ましいとなっております。

このうち、3つ目の一般図書については、昨年の採択参考資料に登載された333点の図書から今年までに5点が廃刊になり、新たに追加された10点の図書を加え、合計338点が北海道教育委員会の採択参考資料に搭載されております。

なお、今回新たに追加された10点の図書については、図書名の先頭部分に黒い星印を付けてありますのでご確認ください。この新たに追加になった10点の図書につきましても、令和3年7月30日に開催された第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において、採択参考資料について協議を行った結果、教科用図書として使用することが承認されております。

このように、この3つの教科用図書について、令和4年度に小・中学校の特別支援学級で使用する図書として、採択をお願いするものです。

なお、特別支援学級の教科用図書は、学校教育法施行規則第 139 条により学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるとされていますので、児童生徒の特性や状況に応じて、適切なものを各学校が決定するものとなっております。

1 点修正があります。別添 2 に一般図書として 338 点が載っていると説明しましたが、市教委事務局で冊数を確認したところ、337 点しか掲載がございません。このことを道教委に確認をしたところ、漏れがあったということでした。現在、手元にまだ資料が届いておりませんので、後日改めて、この資料につきましては、差替えという形にさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。大変申し訳ございません。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願ひします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました議案第 4 号につきまして、ご質問等ございましたらお願ひします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等ないようですので、議案第 4 号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第 4 号については原案どおり可決しました。

日程第 3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第 3 「教育長報告」を議題といたします。8 月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りをしてございます資料をご覧ください、報告に代えさせていただきます。

また、あわせて 8 月の建設文教常任委員会での質疑要旨についてもお配りしてございますので、これらもあわせて、ご質問等がございましたらお願ひします。

(松尾委員) 3 点ほど質問したいのですが、1 点目は、教育長報告の 8 月 6 日に「死亡叙位 位記伝達訪問 (松村美昭氏)」についてと、2 点目は 8 月 12 日に「(公社) 北海道地方自治研究所インタビュー対応」について詳しい内容を教え

ていただきたいです。

3点目は、建設文教常任委員会質疑（R03年08月）の三崎委員からの質問で「公民館職員も学び交流センターに移動するのか？」に対し、答弁要旨に「公民館職員が席を置くスペースが確保できない。現在数か所を候補に庁内で検討している」とありますが、現場である公民館と別な場所に公民館職員の事務所を設ける場合、公民館の利用者と顔を合わせる機会が少なくなることが懸念されます。このことについて詳しくお話をいただければと思います。

（佐々木教育長）1点目の松村美昭さんについては、花川南小学校で退職された元校長先生で、生前に叙勲はお受けになっていらっしゃいました。お亡くなりになったため、今回は位記を伝達させていただきました。

2点目の（公社）北海道地方自治研究所インタビュー対応についてですが、地方自治研究所というのは、地方自治に関するシンクタンクのようなところで、「北海道自治研究」という月刊誌を発行しています。以前、私が担当をした市民の声を活かす条例の制定等に関することについて改めて話をしてもらいたいということで対応いたしました。

3点目の公民館についてのご質問は、板谷社会教育課長から説明いたします。

（板谷課長）公民館職員の事務所を公民館以外の市役所庁舎の4階に設けると公民館の現場に設けることの違いは、実際にあると思います。市役所庁舎の建物外である公民館といった現場に設置していると、市や教育委員会等の動きを感じとることが難しいこともあります。

現在、公民館職員の事務所は公民館内にあり、実際に仕事をしているなかで利用者に直接対応することにより、現場感が伝わってきますので、現場に事務所を設置することのメリットもデメリットもあると思います。ただし、現実問題、今のところ学び交流センターに社会教育課の事務所が入るスペースがありません。

指定管理者制度で公民館を管理することは一般的であり、この制度で管理している自治体は多々あります。指定管理者である団体に公民館を管理してもらい、教育委員会が指定管理者と協定を結ぶ形で運営することは、珍しいケースではありませんので、本市の場合においても指定管理者が現場を管理することになると思います。

松尾委員が危惧されているようなことにならないよう、今後も指定管理者とよく協力し合い、よりよい公民館運営をしていけるようにしていかなければならないと思っております。

（松尾委員）わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(門馬委員) 公民館の名称に関して質問したいのですが、「石狩市公民館」の名称は残り、呼び方が愛称で「学び交流センター」と称するという理解でよろしいでしょうか。

(板谷課長) そのとおりです。市内の他の施設の例で言いますと「石狩市総合保健福祉センター」を「りんくる」というように「石狩市公民館」を「学び交流センター」という愛称にしたいと考えているところです。

(門馬委員) わかりました。現在、「学び交流センター」は、それ自体の建物がありますが、それに今度「石狩市公民館」が追加され、全体を愛称としては「学び交流センター」と称するというので、今の「学び交流センター」プラス「公民館部分」をあわせて、全体を「学び交流センター」と称するという理解でよろしいでしょうか。

(板谷課長) 門馬委員のおっしゃるとおりです。現在、今の学び交流センターで使用している部分に新たに2部屋を増やす改修工事をしています。そちらも含め、今ある施設もあわせて「石狩市公民館」として位置付け、その全部を「学び交流センター」という愛称で呼ぼうと考えております。

(門馬委員) 全体が「石狩市公民館」で、愛称が「学び交流センター」ということですね。

(板谷課長) そのとおりです。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(根本委員) 2点ほど質問したいのですが、1点目は、建設文教常任委員会質疑（R03年08月）の金谷委員の一番上の答弁要旨で「令和4年からは小学校高学年において教科担任制の導入も予定」とあり、小学校高学年というと“4年生と5年生と6年生”と“5年生と6年生”の場合がありますが、今回の場合はどちらに該当しますか。

2点目は、教科担任制を導入する場合、教職員の数も増えることになると思いますが、増員に向けての準備をされているのでしょうか。

(伊藤課長) 教科担任制につきましては、文部科学省で令和4年度から5年生と6年生を対象に行なう予定とされています。教科担任制を行う科目は全ての科目ではなく、算数や理科、外国語、体育の4教科が予想されることを聞いております。

教員の配置につきましては、実際に配置を行うのが北海道教育委員会であることから、まだ精緻な情報は入っておりませんが、教科担任制に合わせた配置になるものと考えているところでございます。

(根本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 補足で説明しますが、先日、文部科学省の概算要求が発表されました。教科担任制を導入するので8,800人の人材が必要で、必要な人数を4年間で増やしていくといった内容で概算要求はされています。ですから、教科担任制を実施することで、教員の数は増えます。ただし、子どもの数がそれ以上に減っていきますから、全体としては先生の数も減っていくというような形になる見込みでございます。

(根本委員) 先生方の人数はそれほど増やしていかななくても、子どもの数の減少で学級数が消えていくため、相殺されていくということでしょうか。

(佐々木教育長) そのとおりです。他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問がないようですので、教育長報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 協議事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 協議事項を議題といたします。

協議事項① 教育委員会の点検・評価について(令和2年度実施分)(継続協議)

(佐々木教育長) 協議事項①「教育委員会の点検・評価について(令和2年度実施分)(継続協議)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(東課長) 協議事項①について説明をいたします。点検・評価報告書につきましては、本年6月に第1案をお示しし、ご指摘等を踏まえた修正案を7月定例会に改めてお示しし、再度、委員各位からご意見やご指摘をいただいたところであります。

それらを踏まえるとともに、事務局内部においても、今一度、内容の見直しを行い、今回の修正案を作成しております。本案では2頁の“教育委員会の活動状況について”に“1 コロナ禍における教育活動について”を追加したほか、7頁に“(1)石狩市教育プランの構造と評価・意見の区分(イメージ図)”と“(2)点検・評価の対象と評価基準について”をそれぞれ追加しております。

また、委員各位からのご指摘等を踏まえ、【分析等】及び【方向性】欄に具体的な取組や実績等を追記し、施策について補足をしております。

今回は、新プランにおける初めての点検・評価ということで、事務局においても手探りしながらの作成となったところですが、まずは、従前の文章形式から施策ごとに1頁の評価報告書とし、あわせて評価ランク形式にすることで、ある意味では読み手を選ばないスタイルになったのではないかと考えているところであります。

ただし、今後、外部評価委員の皆様からのご指摘もあるかと思っておりますので、そうしたご意見等も含め、徐々に完成度が高まっていくのではないかと考えております。

また、今後のスケジュールですが、本日の会議において本案をご了承いただけましたら、外部評価委員会の開催に向け、日程調整等の諸準備を進めたいと考えております。とりわけ今回は、新たな報告書様式であること、また、外部評価委員に変更があったことも踏まえ、早めに事務を執り進めたいと考えているところでございます。

(佐々木教育長) ただ今の事務局からの説明について、あるいは点検・評価報告書そのものについて、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(松尾委員) この点検・評価のあり方も含め、事務局にご意見を申し上げ、評価

のあり方等をかなりご検討いただいたと思っておりますし、ご検討していただいたことについては、本当にありがたいと思っております。

私が申し上げたのは、このプランを作って実施してみてどうだったかということをしつかりと検証し、また翌年度の教育委員会の活動に活かしていき、PDCAのサイクルを回していただきたいという趣旨のお願いをさせていただきました。この基本的な評価の基準については、まず目標があり、目標を達成できたかどうかという判断で評価するということについては、理解をいたしました。

ただ、その時にも申し上げましたが、取組としてはクリアできているが、本当に教育委員会として目指すべきことについて、しっかりとクリアできているかどうかというところ、またそれは別の問題だと思います。取組としては100%できているが、求めているところに達しているかの検証が当然必要だと思います。

それはその取組の内容によっても違います。必ずしも私が今申し上げていることが適さないところもあると思います。それで、その部分に関しては可能でしたら、方向性のところでしっかりと触れておくという姿勢で、今回も、今後も検証していただければと思います。

(佐々木教育長) ただ今の松尾委員の発言について、事務局で何かコメントすることはありますか。

(東課長) ご意見ありがとうございます。松尾委員からの聞き取りの部分では、「点検・評価報告書のどこかに成果を出せるほうがいいのでは？」というご提言をいただき、検討させていただきました。

ただし、単年度のそれぞれの成果として表す方法がいいのか、皆さんのご記憶にあるかわかりませんが、前回のプランの5年間が終わった時にA3判横で全項目が書いてあるもので、5年間通した成果がどうだったのかという新たなプランを作る時にお配りした資料があり、何となく松尾委員がおっしゃっているのは、そういうところがイメージとしては近いのかと思っております。あくまでも目標を設定し、目標のその最終年次が計画上は令和6年度という部分も踏まえ、単年度ごとの成果をどのように表わすのがいいのかというところが少し難しい部分があるのかなと思っております。

松尾委員からご意見として承りましたので、外部評価委員会にかけの際にそういった意見があったことも踏まえ、その件については考えさせていただきたいと思っております。今この場で、すぐに対応しますということは、なかなか難しい部分がありますので、その点ご了承いただければと思います。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(根本委員) 点検・評価報告書の19頁の分析等欄に「学校ホームページの充実」とありますが、ホームページ更新とは具体的にどのようなに行っているものでしょうか。

(伊藤課長) 各学校のホームページのトップページの中ほどに、各学校における日常的な取組を投稿する部分がございます。例えば「本日は何年生が花のお手入れをしました」、「給食の時にこういったことを行いました」、「体育の時間にしっかりとマスクをして授業をしています」等の投稿することを更新としておりますので、ホームページの大きな部分の更新というよりも、日常的に学校で起こっていることの投稿という内容がメインでございます。

(佐々木教育長) 教育委員会から学校に対して日々の出来事をホームページに投稿するよう呼びかけしていますから、いろいろと学校側で気にして更新してくれていると思います。

(根本委員) わかりました。さらに3点ほど質問いたします。15頁の「施策7 手話を通じた学びの推進」についてで、1点目は、市内16校のうち15校が手話授業を実施とありますが、厚田学園は1校とするとあるので全校で実施したということでしょうか。

2点目は、15校全校が手話授業を実施していると考えた場合、15校は全学年つまり小学校1年から6年、中学校1年から3年の全学年で実施したということでしょうか。

3点目は、学年ごとに指導内容は記録され、改良し素材化されているものでしょうか。私が学校現場にいた時は、手話授業に来る講師の方により、アプローチの仕方の内容が非常に違っている現実がありました。

例えば、手話教室の会長さんならば、パントマイム的な捉え方で何か物を持ち、持った物を象徴化して人に伝えるにはどうしたらいいかというアプローチの仕方をする場合もありました。他の講師の方は、挨拶の仕方から教える場合や物の名前から教える方法、例えばバナナをどういうふうに表示するかというように語彙を増やしていくアプローチの仕方もありました。

それが講師の方によって変わっていたのですが、基本的なカリキュラム的なものがある程度整っていた方が子どもたちに段階を追い、低学年時から高学年、そして中学生になった時に手話授業が重層的に進展していくと思いますが、学校現場で実際にどのような形で手話授業を行っているのでしょうか。

(伊藤課長) 昨年度の手話授業について説明いたします。義務教育学校厚田学園を1校として数えた時に全部で16校ありますが、そのうち15校で実施し、実施しない学校が1校ございました。例年、全ての学校で手話授業を実施しているところですが、昨年度については、新型コロナウイルスの影響で1校について実施しなかったという現実があり、このような数字の表記でございます。

手話授業を実施した全ての学校の全学年で実施しているかどうかについては、手元に資料がないので確認できませんが、確か学校により実施する学年がございますので、全学年ではないと認識しております。手話授業の実施内容については、私も十分に承知していない部分もございますので、3点目のご質問については、代わりに前々職が障がい支援課で手話授業を担当していた教育支援課長の鈴木からお答えします。

(鈴木課長) 平成25年度の当時、伊藤課長と私が担当で手話基本条例の制定に向けて準備し、平成26年度に手話基本条例が施行してから、8年が経過しました。

3点目のご質問の学校で手話授業が実際にどのように行われているかについてお答えいたします。

この手話授業がスタートした1年目や2年目の頃は最初なので、手探りの状態で手話授業を行っていました。手話の講師の方は、ろう者と手話通訳者で「手話出前講座運営委員会」という組織を作っております。こちらの委員会で児童生徒にどのような形で手話授業をしていったらいいのかを1年、2年、3年をかけて講師と障がい福祉課で作っていき、現在の手話授業があります。

小学1年生から小学6年生まで手話授業のプログラム化をして、それをベースに授業を行なっていますが、先ほど根本委員がおっしゃったように、講師によりアプローチの仕方は異なる部分があります。

いわゆる学校の指導要録的なものを作っており、各学年のテーマで言いますと、1・2年生であれば「手話に親しむこと」、3・4年生であれば「1・2年生で学んだことを自分たちで表現してみること」、そして、5・6年生は学校で手話を経験して終わりということではなく、例えば、「障がい理解・他者理解といった、ちょっとしたテーマの中でディスカッション的なものをしてもらう」というプログラム化をしております。

昨年、現在の手話授業の担当者と話すことがあり、このコロナ禍でも年間220回ぐらい手話授業で学校に訪問していると聞いております。

市としての取組がありますが、条例の制定当時、校長会議も含め学校に「せっかく手話基本条例を作ったから1つの地域教育ということで取組もう」ということを学校の先生たちが考えたことにより、手話授業を継続しているというこ

とでした。

現在、8年が経ち、いろいろな事例があると思いますが、単に手話授業を行って終わりということではなく、手話授業を行いながら学校のニーズを含め、子どもたちに何を伝えていくのかを複数の中で引き続きプログラム化した中で進めていると聞いております。

(根本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(門馬委員) 2頁の“1 コロナ禍における教育活動について”を作成していただき、本当にありがとうございました。来年度は新型コロナウイルス感染症が収束し、こちらを書かなくてもいいように願っていますが、残念ながら令和2年度分については、はっきりとこちらが必要であると思い、事務局に申し上げた次第です。

それから、私が「何とか評価基準を作っていただけませんか」とお願いし、7頁に“教育プランの対象と評価基準について”を作成していただき、わかりやすくなったと思います。今回、この評価の仕方自体が新しい試みですので、事務局で相当にご苦労なされたと思いますが、非常に簡潔にわかりやすい1頁1施策でピタリと収まり、とてもいい評価書ができたと思います。感謝しています。ありがとうございました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等ないようですので、協議事項①はこのような形で外部評価委員にご覧いただくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、協議事項①は了解をいたしました。

日程第5 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第5 報告事項を議題といたします。

報告事項① 緊急事態宣言（特定措置区域）を踏まえた市教委の対応について

（佐々木教育長）報告事項①「緊急事態宣言（特定措置区域）を踏まえた市教委の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

（安崎部長）配付資料の「緊急事態宣言（特定措置区域指定）を受けた市教委の対応（8/27～9/12）」をご覧ください。

夏休み明けの学校教育活動について、市教委がどのような対応しているかを説明いたします。お盆からこれまでの対策の流れについて簡単に申し上げますと、8月14日から石狩管内の市町村が「まん延防止等重点措置」の措置区域に追加され、20日にその実施期間が8月31日から9月12日までさらに延長されたところでございます。その中で小学校は8月17日から、中学校は8月20日から学校が始まりましたが、ご承知のとおり8月27日からは「緊急事態措置の特定措置区域」として石狩市が指定されているところでございます。それに伴い、市の公共施設も27日以降は原則休館をしているところでございます。

現在の本市の感染状況について、道から公表される1週間ごとの新規感染者数をお手元の資料の上部に記載しております。8月に入り1週間単位で31人、42人、41人でございました。昨日の発表は30人で感染者数は下がりましたが、10万人当たり25人という国のステージ4の指標をはるかに上回る感染者数でございます。当市の人口は5万8,000人ですので、この数字の1.7倍ぐらいを掛けた数字がその指標と比較する数字となるところです。そういった状況であることから、文部科学省の学校衛生管理マニュアル上のレベルは、「レベル3」で一番高い部分として、夏休み明けの教科活動については、児童生徒が長時間近距离で対面形式となる活動や合唱・リコーダー演奏など、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い教育活動は行わないようにいうことで学校に指示を出しているところでございます。

部活動については、本市では8月27日・28日に、市内中体連の秋季大会を予定しておりました。しかしながら、石狩管内中学校体育連盟から開催中止、延期の要請があり、本市の中学校体育連盟事務局と協議をしまして、中止の判断をいたしました。なお、管内市町村も同様の歩調をとっております。これまでは、感染対策を講じた上で、時間や場所を厳選し、自校内の練習に限り認めていたところですが、このたびの緊急事態措置により、9月12日までは全道・全国大会に繋がるような大会に出場するための練習に限り可能であり、それ以外は休止することになります。

宿泊的行事については、9月12日までに予定されている宿泊学習の小学校2

校と修学旅行の小学校3校と中学校1校は、全て10月以降に延期をしております。

次に、運動会・体育祭については、緊急事態措置の期間であっても分散・縮小など、感染症対策を講じながら行うことは可能とされておりますので、現在、9月12日までに予定されている各校の運動会・体育祭は、全て実施の方向で準備をしております。石狩八幡小学校の運動会は、8月28日に実施をいたしました。紅南小学校は、本日8月31日・9月1日・9月3日の3部制で保護者の観戦を見合わせて実施することになっております。9月4日には厚田学園、浜益小学校と浜益中学校の合同運動会の予定、9月10日には花川南中の体育祭が予定されており、実施予定となっております。

学校運営を継続するためには、学校内にウイルスを持ち込まないことが重要ですので、家庭での毎日の健康観察、例えば同居家族に風邪症状がある場合、あるいはPCR検査を受ける者がいる場合には、児童生徒は登校しないこと、そして学校に必ず連絡いただくよう、保護者に改めてメールや学校だよりでお伝えをしており、今後も保護者のご理解とご協力を得て徹底して参りたいと存じます。

現在、デルタ株の拡大により、これまで以上に学校内における感染者の早期発見や早期対応が求められることから、今後、小中学校に対して国から教職員の使用を想定した抗原検査の簡易キットが送付されることになっております。医療機関を受診することが原則ですので、あくまでも出勤後に症状が見られ、医療機関を直ちに受診できない場合に検査キットを使用することが想定されているところでございます。本市には250個の検査キットが届くという連絡を受けているところであります。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました報告事項①について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(松尾委員) 資料の「学校衛生管理マニュアルv.016ー学校の行動基準(レベル2・レベル3)」に「レベル3」の場合は、身体的距離の確保において「児童生徒の間隔をできるだけ2メートル程度、最低でも1メートル確保」とありますが、実際に教室で2メートルずつ離して座ることは可能なものでしょうか。

(安崎部長) 全ての学校でその部分は叶わない状況です。できるだけ席の間隔を離す形にしかできなく、児童生徒数の多い学校は難しいです。あとは取り出し授業や空いている教室を使用しながら、2つに分けて授業を行う等、学校が工夫しながら行っていると理解しております。

(松尾委員) 実際にどれぐらい机の間隔を確保できているのでしょうか。

(石橋次長) 40人近いクラスの場合は、1メートルでもやや厳しい状況です。教室の中にある棚等も含めて廊下に出し、給食の配膳を含め最大限に必要な部分を確保しても1メートルぎりぎり、40人学級の場合は80センチメートルのところも恐らくあり得ると思います。最低でも1メートルを確保できるようにすると、机間巡視をする通路も普通には歩けない状態で、教室の両端に机を配置して、教室の端は人が通れない状況にして、ぎりぎり1メートルの間隔がとれるか、とれないかという状況になっています。

(松尾委員) 基準として文部科学省から通知が来ているが、実際のところ、このマニュアルどおりに間隔を確保することは、困難な状況でしょうか。

(石橋次長) 三密の回避とありますので、3つの条件が同時にない状態を作ることと感染させないよう最大限の対策を講じていますが、先ほど申し上げたような40人学級の場合、換気も含め全部3つの条件が整うことが叶わない教室も中にはあることを承知しております。

(佐々木教育長) 結局、物理的なものですから、早急に何とかしなさいと言われても、なかなか不可能な部分もございます。ただし、学校によっては例えば普通教室ではなく、少し広い特別教室を使用して授業をする等、いろいろと工夫しながら行っている例はございます。

(松尾委員) わかりました。この基準をクリアできる学校はいいのですが、このマニュアルに「最低でも1メートル」と書いているので、この間隔を確保できるものだろうか少し心配だったことと、2メートルというのは現実的な数字ではないだろうと思いました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) それでは、他にご質問等ないようですので、報告事項①は了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項①は了解をいたしました。

報告事項② 学び交流センターを公民館とすることについてのパブリックコメントの実施について

(佐々木教育長) 報告事項②「学び交流センターを公民館とすることについてのパブリックコメントの実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

(板谷課長) 報告事項②について報告します。

「学び交流センターを公民館にすることについて」の意見募集を9月の1か月間で行います。現在、学び交流センターの改修工事をして、機能移転を進めるための準備をしております。

なぜ公民館にするかということですが、公民館は社会教育法の中に位置付けられていて、今の「学び交流センター」のような単なる貸館による活動の場所の提供というのではなく、教育や学術に関係する各種の事業を行なうとされています。事業とは、例えば講座の開設や展示会等、また、団体や機関と連携するといったことなどです。このように市教委がより積極的に関わって事業を行うことで石狩市の生涯学習の拠点とし、現場を管理する指定管理者と協力しながら、より一層の社会教育の振興に努めていこうとするものであるからです。

また、名称については、先般、指定管理者である石狩市文化協会の理事と話し合ったところ、「学び交流センター」として市民に親しまれているので、この名称を愛称として残すという方向で進めています。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました報告事項②について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等ないようですので、報告事項②は了解ということでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項②は了解をいたしました。

報告事項③ 令和3年度「俳句のまち～いしかり～」俳句コンテストの実施結果について

(佐々木教育長) 次に、報告事項③「令和3年度「俳句のまち～いしかり～」俳句コンテストの実施結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

(板谷課長) 報告事項③について報告します。

8月5日に選考会を行い、大人の部・こどもの部のそれぞれ受賞者を決定いたしました。コロナ禍で全体の表彰式を行えないため、こどもの部については、既に学校に賞状を送付しました。現在、受賞された方の顔写真入りの句集を作成しています。

また、俳句コンテストを実施していることを市民に理解していただけない、盛り上がりにも欠けるので、天位の受賞者の小玉さんを招き、文化協会会長及び市長から表彰状の授与と句碑開きのセレモニーを開催する予定で進めているところです。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました報告事項③について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等ないようですので、報告事項③は了解ということでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項③は了解をいたしました。

報告事項④ 令和3年石狩市成人式（再延期後）の実施について

(佐々木教育長) 報告事項④「令和3年石狩市成人式（再延期後）の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

(板谷課長) 再延期の令和3年石狩市成人式について日程を決定しましたので、報告いたします。

令和4年1月8日に2部制にて開催する予定です。翌日の1月9日に通常の成人を迎える方の令和4年成人式を開催します。このため、再延期の成人式の日、通常の成人式の前日に開催となります。

対象者への周知を9月中に行い、式開催に向けて準備を進めていきたいと考えております。

また、参考の情報でお知らせしますが、令和3年に成人式を開催できていない管内自治体は本市と北広島市、恵庭市です。北広島市も本市と同じ日程（1月8日）で開催予定、恵庭市は会場を1月8日に確保できなかったため、12月26日に開催予定と聞いております。

（佐々木教育長）ただ今、事務局から説明がありました報告事項④につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

【質問なし】

（佐々木教育長）ご質問等ないようですので、報告事項④は了解ということでしょうか。

【異議なし】

（佐々木教育長）ご異議なしと認め、報告事項④は了解をしました。

日程第6 その他

（佐々木教育長）次に、日程第6 其他を議題といたします。教育委員の皆さんから何かございますか。

【その他なし】

（佐々木教育長）事務局からありますか。

（櫛引センター長）それでは、その他ということで、私のほうから政府備蓄米を活用した学校給食の提供について、ご報告いたします。

農林水産省では、児童・生徒等に「米の備蓄制度」、「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食用等政府備蓄米交付要領を制定し、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償で交付しています。

交付対象は、学校等給食用、学習教材用、試食会、食事提供団体（子ども食堂等）及び食材提供団体（子ども宅食）における食育用の4つがあり、市内2つの学校給食センターでは、この政府備蓄米交付の制度を活用し、無償提供される北海道産のきらら397を活用した学校給食を提供することになりました。

交付要件は、学校等給食用の場合、米飯給食の実施回数を前年度よりも増加させることという厳しいものとなっており、これまで交付申請には至っていませんでしたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、4月から5月末にかけて市立学校が臨時休業となり、米飯給食の実施回数が減少した一方、本年度は例年どおり米飯給食を実施していることから、交付対象となりました。

このため、8月に交付申請を行い、令和2年の北海道産米「きらら397」約3トンが無償交付されることとなりましたが、この分については、11月に計6回学校給食で提供する予定であります。私からは以上です。

（佐々木教育長）ただ今の「政府備蓄米を活用した学校給食の提供について」、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（松尾委員）確認したいのですが、この制度自体は毎年あるが、交付要件をクリアするハードルが高いため、申請に至らなかった。たまたま、いろんなところの巡り合わせで今年は交付要件と合致するので、この制度を活用したという理解でよろしいでしょうか。

（櫛引センター長）松尾委員のおっしゃるとおりです。こちらの制度は、平成21年から始まった制度で、子ども食堂は昨年から、子ども宅食は今年から始まっています。

昨年のコロナウイルスの影響で臨時休業になった分を加味してよろしいかどうかを農林水産省の出先機関に確認したところ、臨時休業による減少分を加味してもよろしいということで、今年は申請させていただきました。

（松尾委員）児童生徒に「米の備蓄制度」、「ごはん食の重要性」を理解してもらうための目的とのことでしたが、単にごはんを給食として出すだけではなく、この制度のPRのリーフレットやチラシ等の伝えるための素材はありますか。

（櫛引センター長）農林水産省で制度のPR用の資料を用意してしまして、そういったものを活用しながら、子どもたちにこの政府備蓄米について、PRしているかと考えています。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(門馬委員) 今回、3,060 キログラムのお米が提供されるということですが、給食費のその予算全体から見て、どれくらい助かるのでしょうか。

(櫛引センター長) 給食センターで購入しているお米に換算いたしますと、約 96 万円相当になります。

現在、さまざまな油、小麦等も値上がりしていますし、また、子どもたちに例えば特別にデザートをつけてあげる等、このような費用に回すことが可能と考えます。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(松尾委員) この寄付分は、何食分ぐらいに相当しますか。

(櫛引センター長) 市内で約 5,000 食を 1 回に作っております。寄付分で 6 回分お米を炊かせていただきますので、3 万食分ぐらいになります。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(根本委員) 少し遡りますが、先程の協議事項①の点検・評価報告書の 35 頁の成果指標 No. 38「資料館の延べ入館数」についてで、こちらに関係することについてお聞きします。

いしかり砂丘の風資料館にかつて入館したことがありますが、確か入館料は 300 円であったと思います。この金額は、ずっと変わらないのでしょうか。そして、施設の維持等に年間どれだけの費用が掛かるのでしょうか。

と言うのも、どれだけの補助金が出ているのか、いろんな維持管理に掛かるのかわからないので、詳しくお聞きしたいと思います。

ちなみに広島平和記念資料館と長崎原爆資料館の入館料は 200 円です。それに比べますと、いしかり砂丘の風資料館の入館料は 300 円で少し入ることに抵

抗がある、そしてリピーターになりづらいと思います。大勢の方々に来館してもらうために、せめて広島や長崎の資料館よりも入館料を低めに抑えたほうがいいと以前から思っていますが、いかがでしょうか。

(工藤課長) まず、いしかり砂丘の風資料館の入館料についてお答えします。

このような入館料は、公共施設の使用料について検討する“石狩市使用料、手数料等審議会”がございまして、こちらの審議会で決めていくこととなりますが、資料館の入館料を具体的な年に向けて改定していく予定は、今のところ特にございません。

次に、維持費についてお答えします。いしかり砂丘の風資料館は市の直営で運営しており、基本的に全部市費で運営しております。年間の直接的な経費や電気料金、水道料金等、その他展示のための維持費等を合計すると年間で約 600 万円台でございます。この維持費が高い、安いについては、他の施設と比べて決して高い運営費を使っているとは特に思っておりません。

入館料を決める時に、資料館の運営に係る必要経費を算出し、ある程度利用者の数を想定し、受益者負担というところから運営費を入館者の一定の割合で負担していただく形で算出したものです。あとは、近隣市町村の類似施設の入館料の相場を加味し、300 円という金額に決定しました。

全国にはいろいろな館があり、実際に補助が入っている館等で、直接的な経費とは別に、あるいは入館料収入とは別に維持費が入っている館も、もちろんございますが、当館の場合は基本的に全てを市費で運営する形を採用しておりますので、この形で運営をさせていただいているところです。

入館料の高い、安い、あるいは入りづらい等、個人により捉え方はいろいろありますが、今年の夏に道主催の「北の縄文スタンプラリー」が行われ、当館もスタンプラリーのポイントになっていまして、1 か月余りで 250 人ぐらいの入館者がありました。ほとんどの方は入館料をきちんと払い、特にお子様連れの家族はきちんとお金を払って入館し、館内を見学してスタンプを押して帰っていただきました。

特に入館者の中で入館料が高いというご意見はなく、それなりに目的を持っていらっしゃる方は、それなりに納得して、安いとは言わないんですが、館内を見学していただけていると思います。ただし、その中には「スタンプだけ押させてほしい」等、そのような方もごく僅かではございましたので、入館料が安い方が入りやすくなり、ハードルが低くなることは、全くそのとおりだと思います。

基本的には有料でスタートし、現在の入館料である 300 円に設定してから 10 年ぐらい経ちます。その中で大分ご理解をいただき、先ほど申し上げたスタンプ

ラリーのイベント期間中でも入館料を払って館内を見学し、それなりにご理解していただき、それなりの満足感を持ち、帰っていただけていると思います。

今後、運営費の変更や社会情勢の変化により、入館料を見直すことは、もちろんあると思いますが、最初に申し上げたように近々の見直しということはなく、いろいろと様子を見ながら、見直すことが必要となった時に入館料の見直しを行っていきたいと考えております。

(根本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他にご質問等ないようですので、その他については了解ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。

日程第7 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第7 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、9月28日火曜日13時30分からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

(佐々木教育長) 以上をもちまして、公開案件の審議は終了いたします。引き続き、非公開案件の議案第1号に係る説明員以外の方は、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】

14時57分～15時13分

閉会宣言

(佐々木教育長) 以上をもって、8月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

閉会15時13分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第1号 令和3年度一般会計予算（第6号補正）について

原案どおり可決した。（質疑等省略）

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年12月9日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 根本 壽夫